

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十一年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月二十七日奈良県指令中土第五一―七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年三月一日中土第七〇―一九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年三月一日中土第七一―七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町六丁目三九一番五、三九一番六の一部、三九二番四の一部及び四五七

番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町六一番地の一三

高栄ハウジング有限会社 代表取締役 溝口栄一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市曲川町六丁目三九一番五、三九一番六の一部、三九二番四の一部及び

四五七番一の一部

下水道 橿原市曲川町六丁目四五七番一の一部